

I はじめに

(1) 評価についての考え方

「第3次子どもの権利に関する行動計画」は、川崎市子どもの権利に関する条例第36条に基づき、川崎市の子どもの権利に関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進が図られるようにするため、平成23(2011)年3月に策定しました。

このたび、平成25年度に行動計画期間が終了したことに伴い、子どもに関する施策の各所管部署が自己評価を行いました。川崎市子どもの権利委員会からの意見も併せて報告書として公表します。

(2) 進行管理及び評価に関する経過

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の進行管理及び評価に関する経過は次のとおりです。

平成23(2011)年3月	「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定
平成23(2011)年4月	「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」実施
平成24(2012)年3月	平成23年度進捗状況報告書作成
平成25(2013)年3月	平成24年度進捗状況報告書作成
平成26(2014)年3月	所管部署へ自己評価調査の実施
平成26(2014)年8月	自己評価を川崎市子どもの権利委員会へ提出
平成27(2015)年1月	川崎市子どもの権利委員会の意見聴取
平成27(2015)年3月	公表